

平成 18 年 3 月中に出された最高裁判決の概要

1 平成 18 年 3 月 7 日 最高裁判決（高金利金銭消費貸借契約の無効）

- 年 1200% の高利事案に関し、元本についても返済義務を認めなかった平成 17 年 2 月 23 日の札幌高裁判決の上告を棄却し、同判決を確定させた。
- 同高裁判決は、「出資法の罰則に明らかに該当する行為については、もはや、金銭消費貸借契約という法律構成をすること自体が相当ではなく、被控訴人（業者）が支出した貸金についても、それは貸金に名を借りた違法行為の手段にすぎず、民法上の保護に値する財産的価値の移転があったと評価することは相当でない」として、借主が業者に返済した元本相当金額についても、不法行為に基づく損害であると認め、借主から業者に対する返還請求を認めた。

（参考）貸金業法 42 条の 2 貸金業を営む者が業として行う金銭を目的とする消費貸借の契約において、年 109.5% を超える割合による利息の契約をしたときは、当該消費貸借の契約は、無効とする。

2 平成 18 年 3 月 9 日 最高裁判決（取引履歴開示義務）

- 取引履歴の開示請求を受けた貸金業者について、平成 17 年 7 月 19 日最高裁判決を引用して、開示義務を認めた。
- 同判決は、「貸金業者は、債務者から取引履歴の開示を求められた場合には、その開示要求が濫用にわたると認められるなど、特段の事情のない限り、貸金業法の適用を受ける金銭消費貸借契約及び保証契約の付随義務として、信義則上、保存しているその業務に関する帳簿（貸金業法 19 条）に基づいて取引履歴を開示すべき義務を負い、貸金業者がこの義務に違反して取引履歴の開示を拒絶したときは、その行為は、違法性を有し、不法行為を構成するというべきである」としている。

3 平成 18 年 3 月 17 日 最高裁判決（特別上告）

- 内容は、以下のとおり平成 18 年 1 月 13 日判決と同趣旨である。
 - A 期限の利益喪失特約が、債務者に利息制限法の制限金利を超える利息の支払を事実上強制するとして、任意性を否定し、43 条の適用を認めなかった。
 - B 貸金業規制法施行規則 15 条 2 項の規定は、法の委任の範囲を逸脱した違法な規定であり、無効であるとした。
- 本案件は、第 1 審が簡易裁判所であったため、上告審（第 3 審）は高等裁判所であった。この場合、憲法違反の理由でのみ、最高裁に対する特別上告が認められる。今回、最高裁は、貸金業規制法施行規則 15 条 2 項は憲法違反であるとの特別上告理由を否定しつつ、職権で下級審の判決内容につき判断して判決を言い渡した。